



熊本県公報

号外 第68号
令和2年(2020年)
12月4日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための家きんの飼養施設の消毒の実施…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第887号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、次のとおり家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。)の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第15条の規定により告示する。

令和2年(2020年)12月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急措置
- 2 実施する区域
熊本県内全域における家きんの飼養施設であって飼養羽数が100羽以上(だちょうにおいては10羽以上)のもの及び家畜防疫員が必要と認める飼養施設。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を既に行っている施設を除く。
- 3 実施期間
令和2年(2020年)12月7日から令和3年(2021年)1月31日まで
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬を飼養施設内(鶏舎周囲及び衛生管理区域境界)に散布する。